第10章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 市は、電話、市防災行政無線、災害情報システム、その他の通信手段により、 武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の 概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては東村山警察署、清瀬消防署との連絡を密にする。
- ③ 市は、収集した被災情報の第一報を都に対し下記様式を用いて、電子メール、 FAX等により直ちに報告する。
- ④ 市は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記に定めた様式に従い、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害(第 報)

平成 年 月 日 時 分 清 瀬 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
- (2) 発生場所 清瀬市△△町A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

	人 的	被害	住家被害		その他	
死 者	行方	負傷者		全壊	半壊	
	不明者	重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概	況	

第11章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、可能な限り武力攻撃災害により発生 した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の 確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を行う。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、都巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣するように努める。

都は、市が巡回健康相談を行うために避難所等に派遣する保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。

この場合において、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を行う。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を行う。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び 清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要 に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬 又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」(環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成、平成30年改定)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

第12章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は 国民経済上重要な物資若しくは役務(生活関連物資等)の価格の高騰や買占め及び売 惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。